

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日)

る権利の移転等の届出を要しない面積の上限を定める規則をここに公布す
る。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十九号

主として保養のために供される住宅施設に係る区画について土地に

関する権利の移転等の届出を要しない面積の上限を定める規則

國土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十七条第七号ハの規則で定める面積は、鳥取県の区域について千五百平方メートルとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- ◆規 則 主として保養のために供される住宅施設に係る区画について土地に
いて土地に関する権利の移転等の届出を要しない面積につ
いての規則
- ◆告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 保険医療機関の指定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（四件）
- 土地取用法による事業の認定

鳥取県告示第八百八十六号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づ
き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十
五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

主として保養のために供される住宅施設に係る区画について土地に

関する権利の移転等の届出を要しない面積につ
いての規則

規 則

主として保養のために供される住宅施設に係る区画について土地に

関する権利の移転等の届出を要しない面積につ
いての規則

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	昭和五十九年十月十八日
浦島歯科湖山医	鳥取市湖山町三六九〇一	"
松岡医院	鳥取市行徳は一〇一	"

鳥取県告示第八百八十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	昭和五十九年八月三十一日
松岡医院	鳥取市行徳は一〇一	昭和五十九年九月十日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	昭和五十九年十月二十六日
那岐診療所	八頭郡智頭町大字大背二二〇	昭和五十九年十月二十五日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四一	昭和五十九年十月十六日
田中医院 大坪出 張診療所	八頭郡郡家町大字大坪七一	昭和五十九年十月十七日
田中医院 下津黒 出張診療所	八頭郡郡家町大字下津黒二六	"
ノナカ医院	鳥取市新一二二一五	昭和五十九年十月十五日
広田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七	"

鳥取県告示第八百八十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荒木医院	境港市松ヶ枝町三七	昭和五十九年十一月八日
音田歯科医院	東伯郡東郷町大字旭七七一二	"

鳥取県告示第八百九十一号

赤崎町土地改良区が行う土地改良事業（団体営は場整備事業上赤崎地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年十一月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場及び東伯郡赤崎町大字赤崎一一四二一三 赤崎町土地改良区事務所

赤崎町役場及び東伯郡赤崎町大字赤崎一一四二一三 赤崎町土地改良区事務所

- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十二号

倉吉市長坂町五三六山本厚ほか八人の者が共同して行う土地改良事業（団体営農地開発事業長坂地区農用地造成）の認可申請については、審査し

た結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月二十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十三号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営農地開発事業中砂見地区農用地造成）

の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三朝町が行う土地改良事業（団体営農地開発事業中砂見地区農用地造成）

の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二　縦覧に供する期間
昭和五十九年十一月二十一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 告示する。
- 鳥取県告示第八百九十五号
- 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十九年十一月二十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一　起業者の名称
用瀬町
- 二　事業の種類
用瀬町運動広場建設事業
- 三　起業地
 1　収用の部分　八頭郡用瀬町大字用瀬字上屋敷下タ側地内
 2　使用の部分　なし

四　土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
用瀬町役場